

| | |
|-----------|-----------------------------|
| 問 い 合 せ 先 | |
| 担当課 | 子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども家庭課 |
| 直 通 | 072-228-7331 |
| 内 線 | 3330 |
| F A X | 072-228-8341 |

指定障害児通所支援事業者の指定の取消しについて

児童福祉法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり指定障害児通所支援事業者の指定の取消しの処分を行いましたのでお知らせします。

記

1. 処分対象事業者

- | | |
|---------------|-------------------------------|
| (1) 法 人 名 | 株式会社ペース |
| (2) 代 表 者 | 代表取締役 藤里 優 |
| (3) 法 人 所 在 地 | 大阪府中央区上町一丁目17-13グランディオーズ法円坂6階 |

2. 対象事業所名称及び所在地

- | | |
|---------------|---|
| (1) 事 業 所 名 称 | こどもデイ グリーン |
| (2) 所 在 地 | 堺市堺区東湊町二丁目143番地 |
| (3) 事 業 の 種 類 | 児童発達支援・放課後等デイサービス |
| (4) 事業開始年月日 | 平成28年7月1日（放課後等デイサービス） 平成28年11月1日（児童発達支援） |

3. 処分内容

指定の取消し

4. 処分日

令和元年12月25日

5. 処分の理由及び根拠法令

(1) 人員基準違反【法第21条の5の24第1項第3号】

- ①平成30年10月から令和元年5月まで、児童発達支援管理責任者を営業時間中配置していなかった。
- ②平成30年10月から令和元年5月まで、2名の児童指導員又は保育士（内1名は常勤）を営業時間中配置していなかった。

(2) 運営基準違反【法第21条の5の24第1項第4号】

- ①平成30年10月から令和元年5月まで、個別支援計画を一連の手順に沿って作成していなかった。
- ②従業員の健康診断の実施及び感染症マニュアルの整備しておらず衛生管理等に必要な措置をとっていなかった。
- ③事故対応マニュアルを作成しておらず、事故発生時の対応及び再発防止の措置をとっていなか

った。

- ④障害児の病状の急変等の緊急時対応マニュアルを整備しておらず、従業者が緊急時に対応するために必要な措置をとっていなかった。
- ⑤重要事項説明書の掲示をしていなかった。

(3) 不正請求【法第21条の5の24第1項第5号】

- ①平成30年12月から令和元年5月まで、児童発達支援管理責任者を専任で配置していなかったため児童発達支援管理責任者欠如減算をしなければならないのに、これをせず、不正に請求し、受領していた。
- ②平成30年11月から令和元年5月まで、営業時間中配置が必要な2名の児童指導員又は保育士（内1名は常勤）を配置していなかったためサービス提供職員欠如減算をしなければならないのに、これをせず、不正に請求し、受領していた。
- ③平成30年10月から令和元年5月まで営業時間中2名の児童指導員又は保育士（内1名は常勤）を配置していなかったため児童指導員等配置加算を、及び平成30年12月から令和元年5月まで営業時間中2名の児童指導員又は保育士（内1名は常勤）を配置していなかったため児童指導員等加配体制（I）児童指導員等をいずれも請求できないのに、これらを不正に請求し、受領していた。
- ④平成30年10月から令和元年5月まで、個別支援計画を基準に定められた一連の手順に沿って作成していなかったため、個別支援計画未作成減算をしなければならないのに、これをせず、不正に請求し、受領していた。
- ⑤放課後等デイサービスにおいては、自宅、学校及び事業所以外の送迎について送迎加算の請求ができないのに、平成31年4月18日及び19日の利用児童Aさん並びに同月2日の利用児童Bさんに係る放課後児童クラブへの迎えについて、送迎加算を不正に請求し、受領していた。
- ⑥利用児童Cさんが平成31年4月6日、13日及び20日、令和元年5月18日及び25日並びに同年6月1日及び15日（いずれも土曜日に）にこどもデイ グリーンを利用していたところ、同人は当該日に他事業所も利用していたため、こどもデイ グリーンに係る障害児通所給付費を請求できないのに、それぞれ平成31年4月8日、15日及び22日、令和元年5月20日及び27日並びに同年6月3日及び17日（いずれも月曜日）に利用していたように偽り、もって不正に請求し、受領していた。

6. 経済上の措置

平成30年10月から令和元年5月までのサービス提供分について、不正に請求し受領していた障害児通所給付費を返還させるほか、法第57条の2第2項の規定により返還させる額に100分の40を乗じて得た額を加算し支払わせる。

返還金合計 10,797,042円

（内訳）不正請求額 7,712,173円

加算金（返還額の百分の四十）3,084,869円

7. 行政処分（指定の取消し）による法人への影響

株式会社ペースは、指定の取消しの日から起算して5年を経過しない間は指定障害児通所支援事業者の指定を受けることができない。また、欠格事由に該当する者が役員である法人及び管理者である事業所は、指定の取消しの日から起算して5年を経過しない間は指定障害児通所支援事業者の指定を受けることができない。【法第21条の5の15第3項第6号】

| | | |
|------------|---------|-------|
| 欠格事由に該当する者 | 代表取締役 | 藤里 優 |
| | 代表取締役 | 藤里 聡子 |
| | 取締役・管理者 | 小島 行男 |
| | 監査役 | 藤里 慶子 |